

佐賀県告示第101号

佐賀県鳥獣保護管理員規程（昭和38年佐賀県告示第340号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（任命、解任及び任期）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>知事は、任命した保護員が疾病のため、職務の遂行が困難であると認められるとき、又は保護員として不相当と認められるときは、解任する。</u></p> <p>3 <u>保護員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>4 <u>補欠により任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>（権限及び任務）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保護員は、前項の任務を遂行するため、担当地区に、<u>猟期については月6日以上、その他の期間については月2日以上勤務することとする。</u></p> <p>（職務専念の義務）</p> <p>第5条 <u>保護員は、任務に従事するときは、職務に専念しなければならない。</u></p> <p>（手当）</p> <p>第9条 <u>保護員には、予算の範囲内で手当を支給する。</u></p>	<p>（任命）</p> <p>第2条 略</p> <p>（権限及び任務）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保護員は、前項の任務を遂行するため、担当地区に、<u>農林水産部生産者支援課長が別に定める日数を勤務することとする。</u></p> <p>第5条 削除</p>

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。